# 令和５年度　女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

## １　採用した職員に占める女性職員の割合

令和5年度

| 区分 | 女性割合 |
|---|---|
| 事務系 | 47.5% |
| 福祉系 | 87.5% |
| 一般技術系 | 50.0% |
| 医療技術系 | 100.0% |
| 技能系・業務系 | 0.0% |
| 幼稚園教育職員 | 100.0% |
| 全体 | 63.4% |

※　基準日：令和5年4月1日

## ２　男女別の離職率

令和4年度

| | |
|---|---|
| 男性 | 2.6% |
| 女性 | 4.7% |

※　定年退職、交流退職を除く。

## ３　職員一人当たりの月平均超過勤務時間

令和4年度（単位：時間）

| | 本庁舎 | 本庁舎以外 | 全体 |
|---|---|---|---|
| 4月 | 24.5 | 7.7 | 16.0 |
| 5月 | 20.0 | 6.8 | 13.3 |
| 6月 | 21.3 | 6.2 | 13.6 |
| 7月 | 18.0 | 6.5 | 12.1 |
| 8月 | 19.6 | 5.5 | 12.4 |
| 9月 | 22.4 | 7.7 | 14.9 |
| 10月 | 19.2 | 7.8 | 13.4 |
| 11月 | 17.5 | 6.1 | 11.7 |
| 12月 | 13.2 | 6.3 | 9.7 |
| 1月 | 15.0 | 6.4 | 10.6 |
| 2月 | 16.9 | 6.7 | 11.7 |
| 3月 | 23.4 | 8.1 | 15.6 |
| 平均 | 19.3 | 6.8 | 12.9 |

※　管理職、幼稚園教育職員を除く。

## ４ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和5年度

| | |
|---|---|
| 女性管理職比率 | 16.7% |
| （幼稚園教育職員含む） | 27.9% |

※ 基準日：令和5年4月1日

※ 管理的地位にある職員とは課長級以上を指す。

## ５ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和5年度

| | |
|---|---|
| 部長級 | 11.8% |
| 課長級 | 18.2% |
| 係長級 | 41.4% |
| 課長補佐 | 13.7% |
| 係長・主査 | 46.5% |
| 主任 | 50.9% |
| 係員 | 62.7% |

※ 基準日：令和5年4月1日

## ６ 男女別の育児休業取得率・取得期間の分布

令和4年度

| | 取得者数 | 取得率 | 取得期間の分布 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ～30日 | 31～90日 | 91～180日 | 181～365日 | 366～730日 | 731日～ |
| 男性 | 10人 | 45.5% | 30.0% | 50.0% | 10.0% | 10.0% | － | － |
| 女性 | 43人 | 100.0% | － | － | － | 44.2% | 48.8% | 7.0% |

※ 取得者数及び取得率は、令和4年度中に新たに育児休業の取得が可能となった者を対象とする。

## ７ 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇取得率及び取得日数の分布状況

令和4年度

| | 取得者数 | 取得率 | 取得日数の分布 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 |
| 出産支援休暇 | 14人 | 63.6% | 21.4% | 78.6% | － | － | － |
| 育児参加休暇 | 16人 | 72.7% | 25.0% | － | 12.5% | 12.5% | 50.0% |

※ 取得者数及び取得率は、令和4年度中に新たに出産支援休暇等の取得が可能となった者を対象とする。

## ８　職員の給与の男女の差異

### （1）全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員 | 86.7% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 97.5% |
| 全職員 | 82.4% |

### （2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### ア　役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 部局長・次長相当職 | 95.7% |
| 課長相当職 | 106.5% |
| 課長補佐相当職 | 100.8% |
| 係長相当職 | 99.3% |

#### イ　勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| ３６年以上 | 90.4% |
| ３１～３５年 | 95.5% |
| ２６～３０年 | 91.9% |
| ２１～２５年 | 92.0% |
| １６～２０年 | 82.5% |
| １１～１５年 | 78.5% |
| ６～１０年 | 85.0% |
| １～５年 | 92.4% |

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員の給与の差異の主な要因として、扶養手当について世帯主となっている男性に支給している場合が多いこと、男性の方が一人当たりの時間外勤務手当支給額が高いこと、また女性の方が部分休業の取得率が高いことが挙げられる。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、フルタイムでない職員については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。

※　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。